様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

砥　部　町　長　　様

申 請 者

住　所

氏　名

電話番号

町民農園貸付許可申請書

町民農園の貸付の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用目的 |  | | |
| 貸付期間 | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 | | |
| 希望区画番号 |  | | |
| 農地の有無  （所有又は貸借の有無） | 有　・　無 | 耕作の可否 | 可　・　否 |
| 町民農園貸付に関する注意事項  (1)既納の貸付料は、還付しないことを原則とします。  (2)農園で使用する種苗、肥料等は、利用者が調達するものとします。  (3)借受者は、農園において次に掲げる行為をしてはいけません。  　 ①建物及び工作物を設置すること。  ②草花、野菜等の栽培以外の用途に使用すること。  ③樹木及び永年性作物を栽培すること。  ④除草剤及び農薬取締法第２条に基づく登録を受けていない農薬を使用すること。  ⑤悪臭のある肥料を使用すること。  　 ⑥近隣の土地又は指定された区画以外に許可なく立ち入ること。  ⑦廃物、汚物、資材等の農作物栽培に必要としない物の搬入及び耕土を搬出すること。  　 ⑧施設、設備を損傷し、又は滅失させること。  　 ⑨その他農園の運営目的に反すること。  (4)次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの許可を取り消します。  　 ①正当な理由なく耕作しないとき、又は2箇月以上農園を放置したとき。  　 ②偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。  　 ③砥部町町民農園条例又は砥部町町民農園条例施行規則に違反したとき。  　 ④町長の指示に従わず、又は借受者としてふさわしくない行為があったとき。  　 ⑤農園の管理運営において特別な事情が生じたとき。  ⑥その他町長が特に必要と認めたとき。  (5)貸付期間が満了したとき、許可を取り消されたとき、又は中止を届け出たときは、直ちに農園を原状に回復し、係員の点検を受けて返還しなければなりません。  (6)借受者は、農園の返還に際し、立退料、代替農地等の請求は、一切しないものとします。  (7)町は、貸付期間の満了、許可の取消し又は借受の中止若しくは天災、病害虫、盗難その他の原因によって発生した農作物、機材等の損害、若しくは事故に対してその責任は負いません。 | | | |